

新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る雇用環境整備促進奨励金

交付要領

3 東し雇第73号
令和3年4月1日

(総則)

第1条 新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る雇用環境整備促進奨励金（以下「奨励金」という。）の交付について、同奨励金交付要綱（以下、「要綱」という。）によるほか、本要領の定めるところによる。

(交付対象事業主の要件)

第2条 要綱第4条で定める交付対象事業主の要件は、申請日から実績報告日までの期間を通じて、いずれも満たしているものとする。

2 要綱第4条第1項第6号の「重大な法令違反」とは、次の各号に該当するものとする。

- (1) 違法行為により罰則の適用を受けた場合
- (2) 労働基準監督署により違反の事実が検察官に送致された場合
- (3) 消費者庁の措置命令があった場合
- (4) 上記各号と同等以上の法令違反であると判断される場合

(提出書類)

第3条 要綱第7条第1項第1号カ及び同第2号カの「その他理事長が必要とする書類」とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 雇用保険適用事業主でなく、労働者災害補償保険の適用を受ける事業主にも該当しない都内にある暫定任意適用事業場の場合は、当該事業場を管轄する農政事務所等が発行する農業等個人事業所に係る証明書の写し 1部
- (2) 印鑑登録証明書（発行日から3か月以内のもの）の原本 1部
- (3) 法人においては、法人都民税及び法人事業税の納税証明書の原本（申請日時点で納期が確定した直近のもの）
個人事業主においては、個人都民税及び個人事業税の納税証明書の原本（申請日時点で納期が確定した直近のもの） 1部
なお、都税事務所から猶予又は延長決定を受けている場合は、それを証明する書類及び前回納税分の納税証明書の原本 各1部
- (4) 納付義務がなく、前号に定める書類を提出できない者においては、事業開始等申告書または確定申告書の写しなど、課税されない理由が分かる書類 1部
- (5) 法人においては、商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（発行日から3か月以内の

- もの)の原本 1部
個人事業主においては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し 1部
(6) 登記上の本店所在地(個人事業主の場合は代表者の居住地)と本社機能を持つ事業所(個人事業主の場合は事業地)の所在地が異なる場合は、登記上の本店と本社機能を持つ事業所との同一性及び経営実態を確認できる書類の写し 1部

2 要綱第12条第1項第3号の「その他理事長が必要とする書類」とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 非常時における雇用環境整備に係る取組内容が分かる成果物 1式
(2) 支払金口座振替依頼書(新規・変更用) 1部
(3) 振込先金融機関の通帳又はキャッシュカード等口座名義人(カタカナ)が記載されているものの写し 1部

3 要綱第18条第1項の変更の報告にあたっての必要書類は、次の各号に定めるものとする。

なお、支払金口座振替依頼書(新規・変更用)及び振込先金融機関の通帳又はキャッシュカード等口座名義人(カタカナ)が記載されているものの写しについては、各号共通の必要書類とする。

- (1) 法人で名称、所在地又は代表者氏名に変更があったときは、印鑑証明書(発行後3か月以内)の原本1部及び商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(発行後3か月以内)の原本 1部
(2) 法人で代表者印に変更があったときは、印鑑証明書(発行後3か月以内)の原本 1部
(3) 個人事業主で事業所の名称又は所在地に変更があったときは、個人事業の開業・廃業等届出書の写し 1部
(4) 個人事業主で代表者の氏名、居住地又は代表者印に変更があったときは、印鑑証明書(発行後3か月以内)の原本 1部

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和3年4月1日から施行する。